

措置通知書

農業委員会事務局

報告を受けた事項	措置状況
<p>1 収入事務</p> <p>① 証明手数料等の収納において、佐世保市財務規則第78条第1項で「出納員等が、歳入金を収納したときは、・・・その日又はその翌日までに公金銀行等に払い込まなければならない。」と規定されているにもかかわらず、払い込みが遅れているものがあった。</p>	<p>佐世保市財務規則第78条第1項の規定は認識していたものの、業務多忙により毎日行うべき歳入金確認を失念していたことから、払い込みが遅れてしまったものです。</p> <p>今後は、毎日の歳入金確認について、担当及び管理職の連絡を密にすることで、事務局全体でチェックすることとしました。</p> <p>また、翌朝（毎日）、歳入金の払い込み後、その旨を管理職に報告することで歳入金の払い込み漏れの再発がないよう徹底しました。</p>